

手話普及啓発委託業務に関する質疑への回答

(令和7年7月2日午後4時までに受け付けた質疑に対する回答)

NO.	主な該当部分	質 疑 事 項	回 答
1	仕様書 4事業内容 (1)制作動画	業態別の動画に関してですが、こちらの撮影場所は病院や金融機関、スーパーや飲食店で撮影するのが必須でしょうか？	撮影する場所については、特に指定していません。
2	仕様書 5業務完了報告	DVD の作成について、こちらは、制作する動画を収録した DVD 10 枚納品とありますが、こちらはすべてまとめたものか？もしくは、制作する動画を別々に収録した DVDを各10枚納品が必要でしょうか？	全ての動画を収録したものを10枚納品してください。
3	仕様書 4事業内容 (2)チラシの作成	チラシの作成について、枚数の記載がありませんが、枚数は提案ということでしょうか？	お見込みのとおりに、チラシの枚数は提案でかまいません。 また、チラシを印刷せず、作成データのみの提供でもかまいません。
4	仕様書 4事業内容 (4)各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等	広告の配信期間(放送期間)について閲覧数によっては期間の短縮・延長が行えるものとする。とありますが、もし、追加でウェブ広告配信、追加でCM放送した場合予算が変わってくるかと思いますが、変更契約などでの対応になるのでしょうか？	当初契約の範囲内で行うこととしています。 例えば、他の媒体の配信数を減らし、ウェブ配信を増やすといった調整を行うことを想定しています。
5	全般	今回の事業にあたっては、高知県聴覚障害者協会さんへの協力が必要になってくるかと思いますが、複数社から協力依頼があった場合でも、協力いただけるのでしょうか？	高知県聴覚障害者協会には、プロポーザルの提案内容の検討にあたり、聴覚障害者の特性や注意すべき点など一般的な内容について協力を求めることは可能で、高知県聴覚障害者協会に協力を求める場合、提案内容の全てに協力が出来るとは限りませんので、高知県聴覚障害者協会に確認し、採択された提案内容について変更・修正を加える場合があります。
6	企画提案書作成要領 6 企画提案のポイント (3) 特に提案を求めるポイント	特に提案を求めるポイントのところ、また、当事者の認知度が低いことを踏まえ、一般県民だけでなく、当事者に対しても効果的に周知できるよう提案してください。と記載がありますが、「当事者の認知度が低い」という部分はどのような意味合いをさしてまずでしょうか？	(3) 特に提案を求めるポイントについては、下記のとおり訂正いたします。 旧: また、当事者の認知度が低いことを踏まえ、一般県民だけでなく、当事者に対しても効果的に周知できるよう提案してください。 新: また、一般県民だけでなく、事業者に対しても効果的に周知できるよう提案してください。
7	仕様書 4事業内容 (1)制作動画	仕様書4事業内容(1)制作動画イ各編で別途音声ガイド版を制作すること。とあります。 音声ガイド版とはどのような制作物でしょうか。	音声ガイドとは、視覚障害がある方や文字を読むのが難しい方々に映像や画像などを音声で表現し、情報を提供するものです。 本業務で制作する動画については、音声ガイド版を制作することとしましたが、制作の際にユニバーサルデザインを踏まえた動画(タイトルや文字情報のみの場面には音声を付けるなど、その場面が分かるように表現すること)とする場合は、音声ガイド版の制作は必須ではありません。

手話普及啓発委託業務に関する質疑への回答

(令和7年7月2日午後4時までに受け付けた質疑に対する回答)

NO.	主な該当部分	質 疑 事 項	回 答
8	仕様書 4事業内容 (2)チラシの作成	仕様書4事業内容(2)チラシの作成(デザイン含む)イ規格 音声コードを挿入すること。 とあります。 音声コードとはどのようなものでしょうか。	音声コードは、視覚障害がある方や文字を読むのが難しい方々に情報を提供するための技術です。 音声コードを使用することで、印刷物に記載された情報を音声で聞くことができます。 特定の位置に二次元コードを貼り付ける必要があるため、チラシをデザインする際に注意が必要となります。
9	仕様書 4事業内容 (2)チラシの作成	仕様書4事業内容(2)チラシの作成(デザイン含む)ウ作成数 作成数なので、印刷で何部が刷る必要はなしとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、チラシを印刷せず、作成データのみの提供でかまいません。 また、予算の範囲内であれば、印刷枚数を提案いただいてもかまいません。
10	募集要領 (4)委託期間	委託期間は、令和8年3月31日までとありますが、 業務完了報告は、令和8年2月27日までとあります。 この違いは、どのような意味でしょうか。	委託期間は、業務完了報告の提出を受け、訂正等の対応が必要となった場合を考慮し、期間を定めています。
11	仕様書 4事業内容 (4)各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等	仕様書4事業内容(4)各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等 ウ配信期間 3か月を目安とする。 とあります。 その場合、業務完了報告提出日から逆算し、動画とチラシ制作は、 令和7年11月末までに完成 令和7年12月～令和8年2月末まで配信期間とする。 という考え方でしょうか。	配信期間はあくまで目安ですので、短期間の配信であってもターゲットに対し、効果的な広報となれば問題ありません。 また、動画の完成時期については、段階的に公開する方法もありますので、11月末までに全てを完成させる必要はありません。
12	仕様書 5業務完了報告	仕様書5業務完了報告 (1)と(2)の違いが分かりにくいので教えてください。 また、(3)は映像素材容量から考えると、DVD-Rに入れる場合、 DVD-Rがかなりの枚数になります。 USBやHDDの対応ではだめでしょうか。	(1)は当課で成果物として保管するもの、(2)は他機関に貸し出し等を行うために必要とするもの、とお考えください。 (3)については、本業務で撮影・作成した映像、写真等一式の主だった内容をCD-R又はDVD-Rにまとめ納品することとし、そのほかのデータに関しては、高知県と受託者で協議し、提供方法を決定することとします。